

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係（沖縄返還） 27

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43806">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43806</a>

軍勞務者關係の經過措置法案

265-23  
 米田 相伝  
 アメリカ局長  
 参事官  
 北米第一課長

〆  
 〆  
 〆  
 〆  
 〆  
 〆

(法)

沖縄軍労務者関係の通措置案 127112  
 46.9.3  
 来10-

(下記の通り)

今般標記の労働者到達手続(互のて)  
 回管(マす。

記

1. 特別措置法(労働基準法関係)
2. 特別措置法施行令集  
(労働基準法関係)
3. 沖縄の復帰に伴う労働者災害補償保険  
関係通措置法案要綱(案)
4. 同上 政令要綱(案)
5. 駐留軍関係労働者等臨時措置  
法案案
6. 同上 政令案

米田

特別措置法（労働基準法関係）

（解雇手当に関する暫定措置）

第一条 この法律の施行の際沖縄に適用されていた労働基準法（千九百五十三年立法第四十四号。以下「沖縄労働基準法」という。）第八条の事業又は事務所に使用されている労働者は、この法律の施行の日から一年を経過する日までに当該事業又は事務所を解雇された場合には、同法第二十二條第一項の規定の例に従い、解雇手当を請求することができる。

（年次有給休暇に関する暫定措置）

第二条 この法律の施行の際沖縄労働基準法第四十條の規定又は沖縄に適用されていた琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係法（千九百五十三年米国民政府布令第百十六号。以下「布令第百十六号」という。）第五十條の規定により、現に年次有給休暇を積み立てている者は、この

法律の施行の日から二年間は、当該年次有給休暇を請求することができる。

2 前項の者は、この法律の施行の日から二年を経過する日までに当該事業又は事務所を退職した場合において、なお当該年次有給休暇を有しているときは、沖縄労働基準法第四十條第四項又は布令第百十六号第五十條a項(7)の規定の例に従い、その支払いを請求することができる。

（有給病気休暇に関する暫定措置）

第三条 この法律の施行の際現に布令第百十六号の適用をうけている第三種又は第四種被用者であつて、この法律の施行後も引き続き同一の使用者に使用されているものは、この法律の施行の日から一年を経過する日までの間は、同布令第五十條b項の規定の例に従い、有給病気休暇を請求することができる。

(産前産後の休業に関する暫定措置)

第四条 この法律の施行の際現に沖縄労働基準法第八条の事業又は事務所に使用されており、この法律の施行後も引き続き当該事業又は事務所に使用されている女子であつて、この法律の施行の日から一年を経過する日までに労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条の規定により休業することができるときは、沖縄労働基準法第六十六条第三項の規定の例に従い、平均賃金の支払いを請求することができる。

(災害補償に関する経過措置)

第五条 労働基準法の規定は、沖縄労働基準法の適用を受けていた労働者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償であつてこの法律の施行の日以後において支給すべき事由の生じたものについても適用する。

(労働基準審議会の委員に関する経過措置)

第六条 労働基準法第九十八条第一項の規定により沖縄県に置かれる都道府県労働基準局に直く労働基準審議会の委員は、この法律の施行の際沖縄労働基準法第九十五条の二第三項の規定による労働基準審議会の委員(以下「旧委員」という。)である者となるものとする。ただし、その任期は、旧委員としての残任期間とする。

(政令への委任)

第七条 前条までに規定するもののほか、沖縄の復帰に伴う労働基準法の適用に関する必要な経過措置並びに沖縄労働基準法及び布令第百十六号(最低賃金に関する部分を除く。)の失効に伴う必要な経過措置(経過措置に関する罰則を含む。)については、政令で必要な規定を設けることができる。

特別措置法施行令案（労働基準法関係）

（労働基準法の適用に関する経過措置）

第一条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 特別措置法の施行の際沖縄に適用されていた労働基準法（千九百五十三年立法第四十四号。以下「沖縄労働基準法」という。）第十五条又は特別措置法の施行の際沖縄に適用されていた琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係法（千九百五十三年米国民政府布令第一百十六号。以下「布令第十六号」という。）第三十二条の規定による労働条件の明示及び労働契約の解除は、労働基準法第十五条の規定による労働条件の明示及び労働契約の解除とみなす。

二 布令第一百十六号第四十七条の規定により首席民政官に対してされた労働組合（当該事業場の労働者の過半数で組織するものに限る。）又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定の提出は、労働基準法第三十六条の規定による協定の届出とみなす。

三 沖縄労働基準法第四十八条第一項の規定により性能検査に合格した機械及び器具は、労働基準法第四十七条第一項の規定により性能検査に合格した機械及び器具とみなす。

四 沖縄労働基準法第四十八条第二項の規定による指定は、労働基準法第四十七条の規定による指定とみなす。

五 沖縄労働基準法第六十六条の規定により休業した期間は、労働基準法第六十五条の規定により休業した期間とみなす。

六 沖縄労働基準法第八十条の規定により支払われた打切補償は、労働基準法第八十一条の規定により支払われた打切補償とみなす。

七 沖縄労働基準法第八十三条の規定による審査若しくは事件の仲裁の請求又は職権による審査若しくは事件の仲裁の開始は、労働基準法第八十五条の規定による審査若しくは事件の仲裁の申し立て又は職権による審査若しくは事件の仲裁の開始とみなす。

八 沖縄労働基準法第八十四条第二項の規定による審査又は仲裁の請求は、労働基準法第八十六条第一項の規定による審査又は仲裁の申し立てとみなす。

九 第三号又は第四号に定めるもののほか、沖縄労働基準法の規定により行政主席のした許可、認可、認定その他の処分は、労働基準法の相当規定により行政官庁がした許可、認可、認定その他の処分とみなす。

十 第二号、第七号又は第八号に定めるもののほか、沖縄労働基準法の規定に基づいて行政主席に対してされている申請、届出その他の行為

は、労働基準法の相当規定により行政官庁に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

2 次の各号に掲げる手当、割増賃金、賃金又は災害補償であつて特別措置法の施行の際支払われていないものの支払いについては、労働基準法の相当規定を適用する。

一 特別措置法の施行前にした使用者の責に帰すべき事由による休業に係る沖縄労働基準法第二十七条の休業手当又は布令第百十六号第四十

二条の手当

二 特別措置法の施行前にした労働時間の延長、休日の労働若しくは午後十時から午前五時までの間の労働に係る沖縄労働基準法第三十八条の割増賃金又は特別措置法の施行前にした労働時間の延長若しくは休日の労働に係る布令第百十六号第四十八条の割増賃金

三 特別措置法の施行前に与えられた沖縄労働基準法第四十条の規定による年次有給休暇に係る賃金

四 特別措置法の施行前に支給すべき事由の生じた災害補償

3 労働基準法第三十三条第一項ただし書の規定は、特別措置法の施行の日の前日までに沖縄労働基準法第三十四条第一項ただし書の規定による届出をすることができなかつた使用者についても、適用する。

4 特別措置法の施行の際布令第十六号の適用を受けていた使用者が労働基準法第八十九条の規定によつてする届出及び同法第九十五条の規定によつてする届出は、特別措置法の施行の日から三月以内にすれば足りる。

(貯蓄金の管理等に関する経過措置)

第二条 特別措置法の施行の際現に沖縄労働基準法第十八条第二項又は布

令第十六号第三十五条b項の認可を受けている使用者は、特別措置法の施行後一年間(使用者が労働基準法第十八条第二項の規定による届出をした場合には、その届出をするまでの間)は、従前の例により労働者の貯蓄金の管理をすることができる。

2 特別措置法の施行の際現に沖縄労働基準法第二十五条第一項第四号又は布令第十六号第四十条a項(4)の労働協約(当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合と締結したものを除く。)に基づき賃金の一部を控除して支払うことができる使用者は、特別措置法の施行後一年間(使用者が労働基準法第二十四条第一項の規定による協定を締結した場合には、その協定を締結するまでの間)は、従前の例により賃金の一部を控除して支払うことができる。

(沖縄労働基準法の効力に関する経過規定)



第三条 次の各号に掲げる手当、給与又は平均賃金の支払いについては、

沖繩労働基準法及び布令第百十六号の規定（特別措置法の施行後の行為に対する罰則の規定を含む。）は、法律の規定としてなお効力を有する。

一 特別措置法の施行前にした解雇に係る沖繩労働基準法第二十二条第一項の解雇手当

二 特別措置法の施行前にした交代労働に係る布令第百十六号第四十八条の割増賃金又は特別措置法の施行前の布令第百十六号第七十九条の休日に係る給与

三 特別措置法の施行の日の前日までに沖繩労働基準法第六十六条の規定により休業できる女子に係る同条第三項の平均賃金

2 特別措置法の施行前に退職した労働者に係る沖繩労働基準法第二十四条条若しくは布令第百十六号第三十九条の規定による金品の返還又は特別

措置法の施行前に作成された沖繩労働基準法第七十条若しくは布令第百十六号第七十八条の規定による労働関係に関する重要な書類の保存については、沖繩労働基準法及び布令第百十六号の規定（特別措置法の施行後の行為に対する罰則の規定を含む。）並びに沖繩労働基準法に基づく規則の規定は、法律及び労働省令の規定としてなお効力を有する。

3 前二項の規定により特別措置法の施行後もなお効力を有することとされている沖繩労働基準法の規定の施行については、同法第九十七条第五項及び第百十七条第四号中「労働局長の指定する労働基準部の婦人少年課職員」とあるのは「婦人少年局長又はその指定する所屬官吏」と、第百一条及び第百八条中「行政主席」とあるのは「行政官庁」とそれぞれ読み替え、第九十八条、第九十九条、第一百一条及び第百八条の労働基準

監督官は、労働基準法第九十九条の労働基準監督官とする。

4 第一項及び第二項の場合において、これらの規定によりなお効力を有するとされる刑罰に関する規定に定める罰金の額は、一ドルを三百六十円で換算した額をもつてその額とする。

(労働基準監督官の資格等に関する経過措置)

第四条 琉球政府が行なつた労働基準監督官資格試験に合格した者は、労働基準監督機関令(昭和二十二年政令第七十四号)第十条の規定の適用については、特別措置法の施行の日において、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところにより行なわれる労働基準監督官を採用するための試験に合格した者とみなす。

2 前項に規定する者以外の者であつて特別措置法の施行の際琉球政府の労働基準監督官の職にあるものは、労働基準監督機関令第十条の規定に

かかわらず、労働基準監督官に任官させることができる。

(細目)

第五条 この政令の施行に関する細目は、労働省令で定める。

沖縄の復帰に伴う労働者災害補償保険関係経過措置法案要綱(案)

1 沖縄労働者災害保険法で任意適用事業とされていたものうち、政令で定める

一部の事業を除いて、復帰後も、当分の間、任意適用事業とする(法案

第一条)

2 復帰前にすでに生じていた事故で復帰前の期間に係る療養

補償給付、休業補償給付及び年金たる保険給付をまだ支払われて

いないものは、復帰後もなお沖縄労働者災害保険法の補償の例によって

支払い復帰後の期間に係る分は、本土労働者災害保険法によって支払い

ものとする(法案第二条)。

3(1) 復帰前に沖縄地域に施行されていた高等弁務官布令(千九百

六十一年米国民政府令第四十二号)の適用のある被用者のうち

政令で定めるものの復帰前に生じた業務上の事故に係る

災害補償については、復帰後も布令に定める補償を行なう

ものとする(法案第三条第一項)。

(2) 前号の事故で同布令に定める支給事由が復帰後に

生ずる場合であつて当該被災者又は遺族が希望するときは、

政令で定める方法による、本土労働者災害保険の例による補償を

受けることができるものとする。

沖縄の復帰に伴う労働者災害補償保険関係経過措置政令案要綱(案)

1. 法律案要綱1の政令で定める事業は、全国通用法(昭和四十四年法律第八十三号)附則第十二条に定める事業及び次の各号に定める事業以外の事業とする。

(1) 鉄道、軌道、索道による旅客又は貨物の運送の事業で常時五人以上の労働者を使用するもの

(2) 沈没物の引揚げの事業であつて、常時労働者を使用するもの又は一年以内の期間において使用労働者延人員三百人以上のもの

(3) 著しくじんあふ若しくは粉末を飛散し又は有害なガスを発散する場所における作業 その他労働者令で定める危険又は有害な作業を主として行なう事業であつて、常時労働者を使用するもの

2. 復帰の日の前日までの間において、偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者及び虚偽の報告又は証明をした事業者については、沖縄労災保険法第二十四条(不正受給者)の費用徴収の規定は復帰後もなおその効力を有するものとすること。

3. 復帰の日の前日までの間に行なわれた保険給付に係る費用の

徴収については、沖縄労災保険法第三十九条の二（保険加入者からの費用の徴収）の規定は復帰後もなおその効力を有するものとする。

4 復帰の日の前日までの期間に係る特別保険料については、沖縄労災保険法第四十六條から第四十八條までの規定（保険給付の特例に係る特別保険料の徴収等）は復帰後もなお、その効力を有するものとする。

5 保険給付を受け権利の時効については、沖縄労災保険法第五十二条（時効）の規定は復帰後においてもなおその効力を有するものとする。

6 復帰の日の前日までの間に沖縄労災保険法の規定により行なわれた請求、申請、承認、支給停止、命令その他の行為は、本土労災保険法の相当規定による請求、申請、承認、支給停止、命令その他の行為とみなすものとする。

7 復帰の日の前日までの間に行なわれた沖縄労災保険法の規定に基づく保険給付及び保険料以外の徴収金に関する処分について不服のある者は、復帰の日以後においても

本土 労災保険法第五章の規定の例により不服申立てを行なうことができるものとする。

8 同一の事由により、沖縄国民年金法の規定による障害年金又は遺族年金が支給される場合における支給額の減額については、復帰後において支給されるべき国民年金法の規定による障害年金又は遺族年金の支給額と給付の調整を行なうものとする。

9 法律案要綱3(1)の政令で定める者は、第四種の被用者とする。

10 本土労災保険による補償を受けようとする者は、復帰後一定期間内にその者が高等弁務官布令(千九百六十二年米国民政府布令第四十二号)の規定によつて有する事業主又は民間保険会社に対する補償を受けようとする権利を政府に譲渡することその他労働令で定める手続により復帰後沖縄に置かれる労災保険関係事業責任者に希望を表示することにより行なうものとする。

駐留軍関係離職者等臨時措置法関係

一 法律案

第〇条、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律

第百五十八号。以下「駐留軍離職者法」という。）第十條から

第十條の四まで及び第十八條から第二十條までの規定の

適用については、復帰の際、軍関係離職者等臨時措置法（千

九百六十九年立法第百四十七号。以下「軍離職者法」と

いう。）第二條に規定する軍関係離職者である者は駐留軍

離職者法第二條に規定する駐留軍関係離職者である者と

当該者のうち軍離職者法第二條第一号に該当する者は駐

留軍離職者法第二條第一号に該当する駐留軍関係離職

者である者とみなす。

二、政令案

(軍関係離職者に係る認定に関する経過措置)

第一条×○○○措置法の施行の際現に軍関係離職者等臨時

措置法(千九百六十九年立法第百四十七号。以下「軍離職者

法」という。)第四条第一項又は第二項の規定による認定を受け

ている軍関係離職者は、それぞれ、駐留軍関係離職者等臨時

時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号。以下「駐留軍

離職者法」という。)第十条の二第一項又は第二項の規定に

よる認定を受けた者とみなす。

2×駐留軍離職者法第十条の二第一項第五号の認定には、軍離

職者法第四条第一項の規定による認定を含むものとする。

3×軍離職者法第五条第三項第二号に該当する者として同項の規定

による認定の取消しを受けた軍関係離職者は、駐留軍離職者

法第十条の二第五項第五号に該当する者として同項の規定

による認定の取消しを受けた者とみなす。

(就労促進手当の支給に関する経過措置)

第二条×軍離職者法第七条第三項の規定により就労促進手当



受けるべき日が復帰日以後である場合における復帰日前の日に係る就職促進手当の日額についてはなお従前の例による。

(就職促進手当の支給の制限に関する経過措置)

第三条×○○○措置法の施行の際軍離職者法第十条第一項

又は第二項の規定により就職促進手当の支給を停止されてい

る者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令(昭和三十

三年政令第百三十一号。以下「駐留軍離職者施行令」という。)

第七条の七第一項又は第二項の規定により就職促進手当の

支給を停止された者とみなす。

×○○○措置法の施行前から疾病又は負傷により軍離職者

法第四条の規定による就職指導を受けることができない者に

係る駐留軍離職者施行令第七条の七第二項の就職指導

を受けることができない期間の算定については、当該疾病又は負

傷により軍離職者法第四条の規定による就職指導を受け

ることができなくなった日から起算するものとする。

(就職促進手当の経過措置)

第四条の軍離職者法第二十一条の規定は、復帰日前に

支給した就職促進手当及び給付金について、なお効力を有する。  
この場合において、同項中「行政主席」とあるのは「労働大臣」と読み替へるものとする。

(不服申立てに関する経過措置)

第五条×○○○措置法の施行の際軍離職者法第三十二条第一項の規定に基づいてなされている審査請求又は再審査請求は、それぞれ、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第五条又は第八条の規定に基づいてなされた審査請求又は再審査請求とみなす。

2×○○○措置法の施行の際軍離職者法の規定による認定若しくは取消しに関する処分又は就職促進手当の支給若しくは返還に関する処分を同法第三十二条第一項の規定に基づき審査請求することができるときは、行政不服審査法による不服申立てをすることが出来る。

3×軍離職者法第三十二条第一項の規定に基づいてなされた不服申立てについての社会保険審査官の決定又は社会保険審査委員会の裁決は、それぞれ、行政不服審査法の規定による

審査請求についての裁決又は再審査請求についての裁決  
とみなす。

特 別 措 置 法 関 係

一 「法律名」

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（最低賃金に関する部分を除く。）

二 「法律案要綱」

（事項の1の(5)のウ関係）

1 本土法第九十八条第一項の規定により沖縄県におかれる都道府県労働基準局におく労働基準審議会の委員は、復帰の際、沖縄法第九十五条の二第三項の規定による労働基準審議会の委員である者がなるものとする事。

（事項の4の(1)関係）

2 本土法の規定の犯罪を構成する事実の一部が復帰前にある場合であつても、当該本土法に相当する沖縄法の規定があるときは、特別の定めがある場合を除き、その処罰に関しては、当該復帰前の事実についても本土法を適用するものとする事。

（その他）

3 その他沖縄地域の復帰に伴い労働基準法の沖縄地域における適用に關し必要な事項及び沖縄労働基準法の失効に伴う必要な事項については、他の法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができるものとする事。

三 「政令案要綱」

（その他）

1 沖縄法第十二条第七項及び第八項の規定に基づいて行政主席の定めた平均賃金は、本土法第十二条第七項及び第八項の規定に基づいて労働に關する主務大臣の定めたものとみなすものとする事。

2 本土法第十五条第二項及び第三項の規定は、復帰前に締結された労働契約で、沖縄法第十五条第一項の規定によつて明示された

労働条件が事実と相違する場合についても、適用するものとする  
こと。

3 沖縄法第十八条第二項の規定に基づき行政主席の認可を受けて  
いる使用者が行なう労働者の貯蓄金の管理については、当該使用  
者が本土法第十八条第二項の規定に基づき協定をし、これを行政  
官庁に届け出るまでの期間（復帰後一年以内に限る。）、なお従  
前の例によるものとする。

4 本土法第十九条第一項の規定の適用については、沖縄法第八十  
条の規定によつて支払われた打切補償は本土法第八十一条の規定  
によつて支払われた打切補償とみなすものとする。

5 復帰前になされた解雇に係る沖縄法第二十二条第一項の解雇手  
当の支給については、同項の規定は、なお効力を有するものとする。

6 沖縄法第二十五条第一項第四号の規定に基づき労働協約の定め  
によつて使用者が行なっている賃金の一部控除については、本土  
法第二十四条第一項の規定に基づく協定をするまでの期間（復帰  
後一年以内に限る。）、なお従前の例によるものとする。

7 復帰前になされた使用者の責に帰すべき事由による休業に係る  
沖縄法第二十七条の休業手当であつて復帰までに支払われていな  
いものの支払については、同条の規定は、なお効力を有するもの  
とすること。

8 本土法第三十三条第一項ただし書の規定は、復帰までに沖縄法  
第三十四条第一項ただし書の規定による届出をすることができな  
かつた使用者についても適用するものとする。

9 復帰前に行なわれた労働時間の延長、休日の労働又は午後十時  
から午前五時までの間の労働に係る沖縄法第三十八条の割増賃金  
であつて復帰までに支払われていないものの支払については、同  
条の規定は、なお効力を有するものとする。

10 沖縄法第四十八条の規定により性能検査に合格した機械及び器  
(2)

具は、本土法第四十七条の規定による性能検査に合格したものとみなすものとする。

11 沖縄法第四十八条第二項の規定により行政主席によつて指定された者は、本土法第四十七条第二項の規定により指定された者とみなすものとする。

12 復帰の際現に沖縄法第六十六条の規定によつて休業している女子及び復帰の前日までに同条の請求をすることができる女子については、同条第三項の規定は、なお効力を有するものとする。

13 復帰の日の前日において沖縄法の適用のあつた事業に使用されていた労働者の同日までに生じた業務上の事故に係る災害補償であつて同日までに支給事由の生じたものについては、なお従前の例により、復帰の日以後に支給事由の生じたものについては、本土法第八章の規定によるものとする。ただし、同日以後に支給事由の生じた休業補償の額については、本土法第七十六条第二項及び第三項の規定の例により改定するものとする。

14 前項の事業に使用されていた労働者が復帰の前日にその重大な過失によつて業務上負傷し、又は疾病にかつた場合において、使用者が復帰の前日において沖縄法第七十七条の規定による認定を受けなかつたときは、復帰の日以後本土法第七十八条の規定により認定を受けることができるものとする。

15 沖縄法第八十三条又は第八十四条の規定による審査又は事件の仲裁については、次に掲げるところによるものとする。

(一) 沖縄法第八十三条又は第八十四条の規定による審査又は仲裁は、本土法第八十五条又は第八十六条の規定による審査又は仲裁とみなすものとする。

(二) 復帰の日の前日までに生じた業務上の負傷、疾病又は死亡に係る災害補償の実施に関する異議については、復帰の日以後においても、本土法第八十五条又は第八十六条の規定により審査若し

くは仲裁の申立て又は職権による審査若しくは事件の仲裁を  
することができるとすること。

16 (一) 琉球政府公務員法の定めるところにより行なわれる労働基準  
監督官を採用するための試験に合格した者は、労働基準監督機  
関令第十条の規定の適用については、国家公務員法の定めると  
ころにより行なわれる労働基準監督官を採用するための試験に  
合格した者とみなすものとすること。

□ 復帰の際沖縄の労働基準監督官の職にある者であつて前項の  
規定に該当しない者は、復帰の際労働基準監督官に任官させる  
ことができるものとすること。

17 本土法第百一条の規定は、特別措置法の施行について準用する  
ものとする。

18 本土法第百二条の規定は、沖縄法及び特別措置法の規定に違反  
する罪について準用するものとすること。

19 本土法第百四条の規定は、沖縄法及び特別措置法（これらの法  
律に基づく命令を含む。）に違反する事実がある場合について、準  
用するものとすること。

20 本土法第百五条の規定は、沖縄の労働基準監督官であつた者が  
復帰前に職務上知り得た秘密について、準用するものとすること。

21 本土法第百六条の規定は、特別措置法及びこれに基づく命令に  
ついて、準用するものとすること。

22 復帰前に作成された沖縄法第百七条の労働関係に関する重要な  
書類の保存については、なお従前の例によるものとする。

23 本土法第百十条の規定は、特別措置法の施行について、準用する  
ものとする。

24 復帰前の沖縄法の規定に違反する行為、復帰後もなお従前の例  
によることとされている沖縄法の規定に違反する行為及び復帰後  
もなお効力を有することとされている沖縄法の規定に違反する行

為に対する附加金の支払については、なお従前の例によるものとする。

25 沖繩法の規定による請求権及び特別措置法（これに基づく命令を含む。）の規定によりなお従前の例によることとされている沖繩法の規定による請求権の時効については、なお従前の例によるものとする。

26 沖繩法の規定に基づいて行政主席の行なつた許可、認可及び認定については、本土法の相当する規定に基づいて行政官庁が行なつたものとみなすものとする。

27 沖繩法の規定に基づいて行政主席に対してなされた届出並びに許可、認可及び認定の申請については、本土法の相当する規定に基づいて行政官庁に対してなされたものとみなすものとする。

28 沖繩法の規定に基づいてなされた行政主席の命令は、本土法の相当する規定に基づいて行政官庁の行なつた命令とみなすものとする。

29 前各項に定めるもののほか、沖繩法の規定に基づき行政主席又は沖繩の労働基準監督官が行なうこととされていた権限については、復帰後は、当該規定の例により、本土法に規定する行政官庁又は労働基準監督官が行なうものとする。

30 この政令の施行に関する細目は、労働省令で定めることができるものとする。



一 「法律名」

最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）

二 「法律案要綱」

（その他）

1 沖繩地域の復帰に伴い最低賃金法の沖繩地域における適用に關し必要な事項及び沖繩労働基準法の失効に伴う必要な事項については、他の法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができるものとする。

三 「政令案要綱」

（その他）

1 沖繩法第二十九条の規定による最低賃金であつて、復帰の際現に効力を有するものについては、復帰後二年間は、沖繩法第十三条及び第三十二条の規定は、なおその効力を有するものとする。この場合において、同条中「行政主席」とあるのは「行政主席又は沖繩労働基準局長」とするものとする。

2 沖繩船員法第五十八条の規定による給料その他の報酬の最低額であつて、復帰の際現に効力を有するものについては、復帰後二年間は、沖繩船員法第三十条及び第五十八条の規定は、なおその効力を有するものとする。

3 前二項に規定する最低賃金又は給料その他の報酬の最低額は、前二項に規定する期間内に本土法の規定による最低賃金の決定又はその改正の決定がされたときは、当該決定が効力を生じた日において、当該決定に係る最低賃金の適用を受ける労働者については、その効力を失うものとする。

4 復帰前に決定された本土法の規定による最低賃金は、当該最低賃金において特別の定めがあるものを除き、沖繩についてはその効力を生じないものとする。

5 本土法第三十五条、第三十七条、第三十八条及び第四十条の規定  
(1)

定は、復帰後もなお効力を有することとされている沖繩法第三十条及び沖繩船員法第五十八条の規定の施行について、準用するものとすること。

6 本土法第三十九条及び四十条の規定は、復帰前の沖繩法第三十条及び沖繩船員法第五十八条の規定に違反する罪並びに復帰後もなお効力を有することとされている沖繩法第三十二条及び沖繩船員法第五十八条の規定に違反する罪について、準用するものとすること。

7 この政令の施行に関する細目は、労働省令及び運輸省令により定めることができるものとすること。

特別措置法関係

一 「法律名」

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（一九五三年米国民政府布令第一百十六号）

（最低賃金に関する部分を除く。）

二 「法律案要綱」

（事項の4の(1)関係）

1 本土法の規定の犯罪を構成する事実の一部が復帰前にある場合であつても、当該本土法に相当する布令の規定があるときは、特別の定めがある場合を除き、その処罰に関しては、当該復帰前の事実についても本土法を適用するものとする。

2 その他沖縄地域の復帰に伴い労働基準法の沖縄地域における適用に關し必要な事項及び布令の失効に伴う必要な事項については、他の法律の規定にかかわらず政令で必要な規定を設けることができるものとする。

三 「政令案要綱」

（その他）

1 本土法第十五条第二項及び第三項の規定は、復帰前に締結された労働契約で、布令第三十二条第一項の規定によつて明示された労働条件が事実と相違する場合についても適用するものとする。

2 布令第三十五条b項の規定に基づき首席民政官の認可を受けている使用者が行なり被用者の貯蓄金の管理については、当該使用者が本土法第十八条第二項の規定に基づき協定をし、これを行政官庁に届け出るまでの期間（復帰後一年以内に限る。）、なお従前の例によるものとする。

3 布令の適用をうける被用者が復帰前に退職した場合の当該退職に係る金品の返還に關しては、なお従前の例によるものとする。

と。

4 布令第四十条 a 項(4)の規定に基づき団体協約の定めによつて使用者が行なつてゐる賃金の一部控除については、本土法第二十四条第一項の規定に基づく協定をするまでの期間（復帰後一年以内に限る。）<sup>レ</sup>、なお従前の例によるものとする。

5 復帰前になされた使用者の責に帰すべき事由による休業に係る布令第四十二条の手当であつて復帰までに支払われていないものの支払については、同条の規定は、なお効力を有するものとする。

6 布令第四十七条の規定に基づいて首席民政官に対してなされた被用者の過半数を代表する者との書面による協定の提出については、本土法第三十六条の規定による届出とみなすものとする。

7 復帰前に行なわれた労働時間の延長、休日の労働又は交代労働に係る布令第四十八条の割増賃金並びに復帰前の布令第七十九条の休日に係る給与であつて復帰までに支払われていないものの支払については、同条の規定は、なお効力を有するものとする。

8 布令第五十条 b 項の規定に基づき復帰の際、有給病気休暇を請求できる被用者（第五十八条 d 項の規定により請求できる者を含む。）の当該休暇については、なお従前の例によるものとする。

9 復帰の際 布令第六十四条の規定に基づき就業規則を作成してゐる使用者は、復帰後三月以内に本土法第八十九条及び第九十条の規定に従い、就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならぬものとする。

10 復帰の際 布令第六十九条の規定に基づき寄宿舍規則を作成してゐる使用者は、復帰後三月以内に本土法第九十五条の規定に従い、寄宿舍規則を作成し、行政官庁に届け出なければならぬものとする。

11 本土法第一百一条の規定は、特別措置法の施行について準用する  
(2)

ものとする。

12 本土法第百二条の規定は、布令及び特別措置法の規定に違反する罪について、準用するものとする。

13 本土法第百四条の規定は、布令及び特別措置法（これらに基づく命令を含む。）に違反する事実がある場合について、準用するものとする。

14 本土法第百六条は、特別措置法及びこれに基づく命令について、準用するものとする。

15 復帰前に作成された布令第七十八条の労働関係に関する重要な記録の保存については、なお従前の例によるものとする。

16 本土法第百十条の規定は、特別措置法の施行について、準用するものとする。

17 布令の規定による請求権及び特別措置法（これに基づく命令を含む。）の規定によりなお従前の例によることとされている布令の規定による請求権の時効については、本土法第百十五条を準用するものとする。

18 この政令の施行に関する細目は、労働省令により定めることができるものとする。

特 別 措 置 法 関 係

一 「法律名」

最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）

（一九五三年米国民政府布令第百十六号関係）

二 「法律案要綱」

（その他）

1 沖縄地域の復帰に伴い最低賃金法の沖縄地域における適用に關し必要な事項及び布令の失効に伴う必要な事項については、他の法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができるものとする。

三 「政令案要綱」

（その他）

1 布令第四十三条の規定による最低賃金であつて、復帰の際現に効力を有するものについては、復帰後二年間は、布令第三十条及び第四十三条の規定は、なおその効力を有するものとする。

2 前項に規定する最低賃金は、同項に規定する期間内に本土法の規定による最低賃金の決定又はその改正の決定がされたときは、当該決定が効力を生じた日において、当該決定に係る最低賃金の適用を受ける労働者については、その効力を失うものとする。

3 復帰前に決定された本土法の規定による最低賃金は、当該最低賃金において特別の定めがあるものを除き、沖縄についてはその効力を生じないものとする。

4 本土法第三十五条、第三十七条、第三十八条及び第四十条の規定は、復帰後もなお効力を有することとされている布令第四十三条の規定の施行について、準用するものとする。

5 本土法第三十九条及び第四十条の規定は、復帰前の布令第四十条の規定に違反する罪及び復帰後もなお効力を有することとさ

れている布令第四十三条の規定に違反する罪について、準用するものとする。

6 この政令の施行に関する細目は、労働省令及び運輸省令により定めることができるものとする。

特 別 措 置 法 関 係

一 「法律名」

じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）

二 「法律案要綱」

（その他）

1 沖縄地域の復帰に伴いじん肺法の沖縄地域における適用に關し必要な事項及び沖縄じん肺法の失効に伴う必要な事項については、他の法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができるものとする。

三 「政令案要綱」

（その他）

1 沖縄法の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、これに相当する本土法の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなすものとする。

2 本土法第三十六条から第三十八条までの規定は、沖縄法による轉換手当について、準用するものとする。



特 別 措 置 法 関 係

一 「法律名」

労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）

二 「法律案要綱」

（その他）

1 沖縄地域の復帰に伴い労働災害防止団体等に関する法律の沖縄地域における適用に関し必要な事項については、他の法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができるものとする。

三 「政令案要綱」

（その他）

1 労働災害防止団体等に関する法律第四章第一節の規定は、特別措置法の施行の日から九十日間は、適用しないものとする。

特 別 措 置 法 関 係

一 「法律名」

家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）

二 「法律案要綱」

（その他）

1 沖縄地域の復帰に伴い家内労働法の沖縄地域における適用に關し必要な事項については、他の法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができるものとする。

三 「政令案要綱」

（その他）

1 家内労働法第一章から第四章まで並びに第六章及び第七章の規定は、特別措置法の施行の日から六月間は、適用しないものとする。

一 「法律名」労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

二 「法律案要綱」

（事項 6の(7)関係）

- 1 沖縄労災保険法第三条第一項（強制適用事業）に規定する事業以外の事業であつて、政令で定めるものは、当分の間、本土労災保険法の適用事業としないものとする。この場合において、これらの事業は任意適用事業とするものとする。
- 2 復帰の日の前日までに生じた事故（特別加入者の事故を除く。）に係る保険給付、保険施設及び費用の徴収については、同日までの間における沖縄労災保険法の規定に基づく保険関係を、徴収法の規定による保険関係とみなして、政令で必要な経過措置を定めることができるものとする。
- 3 (1) 復帰の際現に沖縄労災保険法の規定により特別加入の承認がなされている者に関する本土労災保険法第二十八条及び第二十九条の規定の適用については、復帰の日これらの規定による承認があつたものとみなすものとする。
- (2) 復帰の日の前日までの間に生じた特別加入者の事故に係る保険給付及び保険施設については、同日までに沖縄労災保険法の規定により行なわれた特別加入の承認は、本土労災保険法の規定に基づく特別加入の承認とみなして、政令で必要な経過措置を定めることができるものとする。
- 4 復帰の日の前日までの間において、偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者及び虚偽の報告又は証明をした事業主については、沖縄労災保険法第二十四条の規定は復帰後もなおその効力を有するものとする。
- 5 その他沖縄地域の復帰に伴い労災保険法の沖縄地域における適用に関し必要な事項及び沖縄労災保険法の失効に伴う必要な事項については、他の法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができるものとする。

三 「政令案要綱」

（事項 6の(7)関係）

- 1 法律案要綱1の政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業以外の事業とするものとする。
- (1) 鉄道、軌道、索道による旅客又は貨物の運送の事業で常時五人以上の労働者を使用するもの
- (2) 沈没物の引揚げの事業であつて、常時労働者を使用するもの又は一年以内の期間において使用労働者延人員三百人以上のもの
- (3) その他労働省令で定める危険又は有害な作業を主として行なう事業であつて、常時労働者を使用するもの
- 2 復帰の日の前日までの間に沖縄労災保険法の規定による保険関係が成立している事業に使用されていた労働者及び法案要綱第三に掲げる特別加入者の同日までに生じた事故に係る保険給付及び保険施設については、次の各号の定めるところによるものとする。
- (1) 年金たる保険給付であつて復帰の日の前日までに係る分並びに同日までに支給すべき事由の生じた療養補償給付、休業補償給付、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭料についてはなお従前の例によるものとする。

- (2) 復帰の日以後に支給事由の生じた休業補償給付については、本土労災保険法第十四条第二項の例によりその額を改定するものとする。
- (3) 復帰の日以後の期間に係る年金たる保険給付の額については、昭和三十五年改正法附則第十六条第一項の規定の例によりその額を改定するものとする。
- (4) 本土労災保険法第二十三条の規定の適用については、復帰の日の前日までの間、沖繩労災保険法の規定により保険関係が成立していた事業に係る同日までの間の業務災害は、司業の業務災害とみなすものとする。
- 3 復帰の日の前日までの間に行なわれた保険給付に係る沖繩労災保険法第三十九条の二の規定による費用の徴収については、なお従前の例によるものとする。
- 4 復帰の日の前日までの期間に係る沖繩労災保険法第四十六条の規定による特別保険料については、なお従前の例によるものとする。
- 5 沖繩労災保険法の規定による保険給付を受ける権利の時効に関しては、なお従前の例によるものとする。
- 6 復帰の日の前日までの間に沖繩労災保険法の規定により行なわれた請求、申請、承認、支給停止、命令その他の行為は、本土労災保険法の相当規定による請求、申請、承認、支給停止、命令その他の行為とみなすものとする。
- 7 復帰の日の前日までの間に行なわれた沖繩労災保険法の規定に基づく保険給付又は保険料その他の徴収金に関する処分について不服のある者は、復帰の日以後において本土労災保険法第五章の規定の例により不服申立てを行なうことができるものとする。

一 「法律名」 「<sup>沖</sup> 高等弁務官布令（一九六一年第四十二号）」

二 「法律案要綱」

（事項 該当なし）

高等弁務官布令第四十二号の適用のあつた被用者の復帰の日の前日までの間に生じた事故に係る災害補償については、政令で定めるところによるものとする。

三 「政令案要綱」

（事項 該当なし）

1 高等弁務官布令第四十二号の適用のあつた被用者の復帰の日の前日までの間に生じた事故に係る災害補償（日米沖繩返還協定に基づいて米国政府が行なうものを除く。）であつて同日までの期間に係る分又は同日までに生じた永久的完全労働能力喪失（Permanent Total Disability）、永久的一部労働能力喪失（Permanent Partial Disability）若しくは死亡に係るものについては、労働省令で規定する事項を除き同日以後においてもなお従前の例によるものとする。

2 前条の事故に係る災害補償であつて同日以後の期間に係る分又は同日以後に生ずる永久的完全労働能力喪失、永久的一部労働能力喪失若しくは死亡に係るものについては、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三章（第二十条を除く。）、第五章、第六章（第四十九条の二を除く。）及び第七章（第五十二条を除く。）の規定、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号）附則第四十一条から第四十四条までの規定並びに労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八十八号）附則第三条の規定を準用する。この場合において当該事故の生じた際に当該被災被用者を使用していた使用者又はその使用者と高等弁務官布令第四十二号二―三条の規定に基づき保険契約を締結していた保険者若しくは高等弁務官布令第四十二号二―六条に定める第三者が同一の事由について当該被用者又はその遺族に対して補償、賠償又は保険金の支払いを行なつたときは、政府は、その価額の限度でこの条に定める給付を行なわないうものとし、政府が当該給付を行なつたときは、被災被用者又はその遺族が使用者、保険者又は第三者に対して有する補償、賠償又は保険金の支払いを受ける権利を取得するものとする。

3 前記のほか、この政令の施行に関する細目は、労働省令で定めるものとする。

取扱注意

福袋作成

片設 施衛防

B4

45.10.28. 1-30.000

同一復帰にあたり、軍労働者は、面接雇用制度に移行することは確

実か。面接雇用に移行する軍労働者の範囲如何(第一種及び第二種の募集令

関係)

答 復帰に際し、沖縄の軍労働者の雇用関係は、本

土と同様、地位協定下の面接雇用制に移行する

こととなる。

関係)

また対象となる軍労働者の範囲は、おおむね米園

(第百十三号)

民政府布令にいう第一種及び第二種被用者で

ある。

(更に言及も要する場合)

第一種被用者中(米園民政府)USCAR)

VOAの被用者、第二種被用者中(井上社)

アメリカン・リージョンクラブ、V.F.W.クラブの被用者

等本土にはないような種類の軍労働者については

関係)

地位協定に於てし、慎重に検討した。

参考1

種類

人数(昭和四五年一二月現在)

第一種被用者 一六、九八六

第二種被用者 六、四六四

計 二三、四五〇

秘

無期限

CGG

参考2

(一) 第一種被用者とは米國政府割当資金から支払  
を受け直接被用者で、本土の基本労務契約及び  
船員契約従業員に相当する。

(二) 第二種被用者とは米國政府非割当資金から支払を  
受ける直接被用者で、本土の諸機関労務協約  
従業員に相当する。

向ニ給予体系は、沖縄と本土との間では相当の  
相違があるが、どのような解決ありつものか。

答 復帰後は、本土とかけり給予体系をそのまま  
適用することとしているが、なかには復帰時直ちに  
完全に移行することか困難な問題もあると  
思われるので、この種問題への対応は、暫定措  
置を講じ、混乱の少ないようにしたい。



向三 間接雇用移行にあたり、人員整理が行なわれる  
ようなことはなつか。

答 復帰に伴い、当然米側におき、減少する業  
務（例えば軍関係労働者管理のための業務、施設  
管理業務の一部等）もあるが、移行に際し  
極力人員整理を行なわないうよう米側と協議  
して行く所存である。

問四 ミルクプラント従業員、リージョンクラブ、V・F・W  
従業員等は復帰後いかなる雇用条件に移行  
するか。

答 ミルクプラント従業員については、現在第四種被用  
者とされてゐるので、間接雇用の対象とは考へ  
てゐない。

アメリカン・リージョンクラブ、V・F・Wクラブ(第三種被  
用者)等本土になつてゐるような種類の軍関係労働  
者については、地位協定にてもらした慎重に検討  
した。

問五 返還により面接雇用に移行すると、定年制が適用されることとなると考えられるが、沖縄の六二才以上の労働者に対する対策如何

答 沖縄に定年制を適用するにあたっては、関係者に混乱が生じないう、段階的に之を施行する等暫定措置を講ずるよう米側と協議した。

問六 間接雇用への移行に際し、本土に比べて沖縄の単関係労働者に適用されてくる制度、又は本土より上まわりの制度（病欠休暇の継続保障、年次有給休暇の積立て、祝日給、祝日数）は、既得権として継続して認めるべきであると考えがどうか。

答 単関係労働者の給与、その他の労働条件は本土における基本労務契約、船員契約及び諸機関労務協約の規定を適用することとなるか、具体的な切替にあたりは、沖縄の単関係労働者か受けつる給与、その他の労働条件に十分留意し米側と協議したい。

問七 「いわゆる」第四種「労働者」とは何か。現在沖縄にはどれくらいこの第四種労働者がいるか。雇用主としてのゾロ。

答 第四種「労働者」とは、契約履行中の米国防府請負業者の被用者であつて、資材又は補給品の供給にのみ従事してゐる契約者又は琉球列島駐留米軍部隊に附屬して入国した軍施設の特許企業者若しくは被免許者は含まない。

例えば、米軍施設区域内で請負工事に従事してゐる企業の従業員、施設及び区域内で特に営業を許されてゐるテラー等の従業員をいふ。当該従業員は流動的なものも多い。

昭和四五年九月現在の統計によれば、二七七八名である。

問八 第四種労働者中、たとえばダニエル・バックの如く、米  
軍関係の仕事のみをしている請負業者に雇用されて  
いる者は、復帰後、いかなる取扱いを受けることとなるか。

国際バス、小禄運輸、国場組、カルテックス等につい  
ては如何。

答 第四種被用者については、企業としては間接雇  
用の対象として考えられています。

問九 第四種労働者中、以前には第一種又は第二種の労働者として米軍等に雇用されていた者かあると聞か

(一) これらの者の復帰後の扱いはどうなるか。

(二) その人数を業主毎にのべよ。

(三) これらの者は、取務内容からみれば第一種及び第二種の労働者とまったく変わらない労働を提供しているにもかかわらず、米軍の雇用政策により劣悪な労働条件を強いられたこととなったのであるから、政府におき退取手を含め補償措置を講ずるべきであると考えるかどうか。

答 (一) 現在第四種被用者とされている者については、直接雇用の対象としては考えていない。

(二) 不明

(三)  業外

問一〇 軍関係離職者臨時措置法は、第四種労働者については、公共職業訓練及び事業資金の融通斡旋に関する特別措置に限り適用対象となるところ、沖縄の軍関係労働者の雇用実態と特殊事情に即応した離職者対策をなすため、第四種労働者に対する同法の適用拡大を講ずべきであると考えるか、政府の考へ如何。

答

[Redacted]

[Redacted]

当庁所管外



由二 沖縄医療保険が異字であること、復帰後沖縄の医療水準を本土並みに引き上げるには時間がかかること等の考慮から現地では復帰後も駐在保健組合とは別個の健保組合をつくりたいとの要求が出ているが政府は次の諸点につきどのように考えているか

(一) 本土では、独立した健保組合をつくる場合には、一年以上の政府管掌を経た後はじめて認められることとならざることにかんがみ、現地の要求を受け入れることはできるのか。

(二) 保険料率は本土と沖縄とでは非常に異なっているが、復帰後沖縄に対して適用される料率は、どの程度の水準になるのか。

(三) 全軍労及び米軍が復帰前に負担した保険料に見合うものも、復帰後に設置されるべき沖縄従業員の健康保険組合の資金としたことの勤きも

あるか、この点に関する政府の見解如何。

答

向ニ、退職手当の通算始期に關シ、本土では一九五二年四月九日（MLC及ムC）又は一九五五年八月一日（IHA）、沖縄では一九五三年四月三日となつてゐるのはいかなる理由によるか。

答 本土における退職手当の通算始期が、MLC及ムCに於て一九五三年四月九日となつてゐるのは、講和条約の発効に伴ひ従来の退職手当を精算し、新たにその翌日である一九五三年四月九日を退職手当支給の起算日としたものである。また、IHAに於て、通算始期が一九五五年八月一日となつてゐるのは、間接雇用切替前におつて統一した退職手当制度がなかつたため、その起算日をいつにするかについて米側と折衝をかさねた結果決定したものである。

沖縄で一九五三年四月三日を通算始期としてゐるのは、在沖縄米軍が軍関係労働者に退職手当制度を創設した際、起算日と決めたものである。

一) 復帰後の「直接雇用となる軍関係労働者の健康保険」について、  
「軍関係労働者の意向」の上にならう、と「主官」  
「弁」である厚生省と十分協議し、その取扱りを決定  
したたり。

二) 沖縄の軍関係労働者の健康保険の取扱りについては  
今後検討すべき事項が多々あるので、その  
料率などの程度の水準になるのかは現状値で予  
測することは出来なかり。

### (三) 厚生省答弁

(健康保険関係)  
問(3)は現段階では回答不能

施設等とは原簿(健康保険簿)と関係のない別個の回答とする。また、

厚生省作成

(1) 答 健康保険組合の設立を申請する際には、被保険者数が  
1,000名以上であることを要し、組合員となるべき者  
の二分之一以上の設立同意を要することとなっている。  
この場合、厚生省においては、過去一年間の実績等を充分  
審査した上で、将来組合の財政が安定して良好に運営  
される見通しを得られた場合、組合の設立を認可す  
ることとしている。

ところで、復帰時において本土の健康保険法に基  
づく健康保険組合を設立する場合には、現物十割  
給付の支給、傷病手当金の支給等、給付実績が皆並であり、  
過去一年間の実績の審査が非常に難しいという難点がある  
が、沖縄医療保険法による実績と本土における類似の被保険者  
団体の実績等から適正な保険給付費の推定が可能であり、  
かつ、その見合の適正な保険料の負担が行なわれた  
ことが確実であるならば、特例的な措置として設立を認  
可することと考慮したい。

(2) 答 本土の政府管掌健康保険保険料は、ホーナスを  
除いた標準報酬月額(十萬四千円頭打ち)の千分の七  
十であるのに対し、沖縄の医療保険の保険料は、ホー  
ナスを含めた総賃金の千分の三十となっている。この差  
は、沖縄の医療水準が本土に較べて低いことの影響であ  
るにしても、本土と沖縄の制度の相違によることが大き  
いものと考えらる。すなわち、沖縄の場合は、一旦医  
療機関に医療費を支払った上で事後的に保険者から  
その七割を返還してもらう仕組みであるのに対し、本土  
では本人であれば保険証を持参すれば現金の用意  
なくとも、医療を受けらるる十割現物給付となってい  
ることや、沖縄の制度にない傷病手当金の支給が行  
われていること等可成りの差がある。

右に述べたような事情があるので、復帰後の別個健康  
保険組合を設立した場合の所要、保険料率の算定は、沖  
縄医療保険法による実績と本土における類似の被保  
険者団体の実績等を勘案しながら慎重に検討す  
る必要がある。ちなみに、現在本土の駐留軍要員健康保  
険組合の料率は千分の七十二である。

外務省作成

(雇用条件)

向 復帰にあり、軍務初者は、面接雇用制友に移行することは確実か。面接雇用に移行する軍務初者の範囲如何。(オ一種及びオ二種のオ二種を含む)

向 給与体系は、沖縄と本土との向では相当の相違があるが、どのように解決するつもりか。

向 面接雇用に移行するにあり、人員整理が行なわれるようなことはなしか。

向 現在、実地的にオ一種の扱いを受けているミルクラブ、後援会、上米友会にオ二種の扱いを受けているリービッククラブ、VFWクラブ後援会等

外 務 省

は、復帰後、いかなる雇用条件に移行するかの。

向 返還により面接雇用に移行すると、三年制か適用されることになると考へらるが、沖縄の六オ以上の者初者に対する対策如何。

向 面接雇用への移行に際し、本土になくて沖縄の軍関係者初者に適用されている制又は本土より上りやせる制友(一病急休暇の連続保障、年次有給休暇の積り積きて、祝日給、祝日数)は、既得権として連続して認めらるべきか。

外 務 省

(才四種労働者)

向、いわゆる「才四種」労働者とは何か。現在、沖縄にはどのような才四種労働者がいるか。雇用などのことについて。

向、才四種労働者中、その中には、米軍関係の仕事のみならず、請負業者等に雇用されている者は、復帰後、いかなる取扱いも受けることになるか。回帰パス、小禄運輸、回帰皿、カレッジクス、~~カレッジ~~等については如何。

向、才四種労働者中、以前には才一種又は才二種の労働者として米軍等に雇用されたものは、どのような扱いがあるか。

(1) 以前の者の復帰後の扱いはどうなるか。

(2) その人数を昔と比べて。

(3) 以前の者は、取替内容からいけば、才一種及び才二種の労働者とも大きく異なる。労働を担供しているのか、かわらず、米軍の雇用政策により劣悪な労働条件を強いられることとなるのであつか。政府におき、補償措置を講ずるべきであると考えらるべきか。退取手当を含め。

向、軍関係離職者臨時措置法は、才四種労働者については、公共取業訓練及び資金の融通斡旋に因する特別措置に限り適用対象となっていない。沖縄の軍関係労働者の雇用実態と特殊な情に即応した離職者対策をなすため、才四種労働者に対する同法の適用拡大を講ずるべきであると考えらるが、政府の考え如何。

(健康保険)

向 沖縄医療保険が里字であること、復帰後沖縄の医療水準を本土並みに引上げたいは意向があること、等の考慮から、現如では、復帰後も全島分健保とは別個の健保組合をつくりたいとの要求が出ているが、政府は、この要求を容れていない。

(1) 本土では、独立した健保組合をつくる場合には、一年以上の政府監督期間を経過後はじめて認められることとなることにかんがみ、現如の要求を受け入れることはできない。

(2) 保険料率は、本土と沖縄とは非常に異なるが、復帰後、沖縄に対して適用される料率は、どの程度の水準になるのか。

(3) 全島分及び米軍が復帰前に負担していた料率にも含むものを、復帰後の扱いはどうなるべきか。全島分健保組合の資金として、どの動きも

あるが、この点に關する政府の見解如何。



(退取手当関係)

向 退取手当の通算始期に關し、本士では一九五二年四月二十九日(ML  
C及びMC)又は一九五五年八月一日(IHA)、沖繩では一九五五年四  
月三日の通知によるもの、いかなる理由によるか。

向 本士では、講和前の期間について見当金支払い措置が講じられて  
おり、沖繩の軍務幼者についても同様の措置を講ずるべきであると考へて  
るがどうか。

向 ~~復讐はあり、沖繩の軍務幼者が間接雇用制に移行するに際して  
権利が、除年休養は、~~